

記入例

就農についての調書

住 所 西条市明屋敷〇〇-〇

氏 名 西条太郎（自署の場合は印不要）印

年齢（〇〇歳）※法人の場合は代表者の年齢

（連絡先：（〇〇〇〇）〇〇-〇〇〇〇）

1 就農の動機

【例】

- ・従来から農業に興味があり退職を機に農業を行いたいと思った
- ・生活の安定のため、家族で消費する野菜等を育てる家庭菜園を営みたい
- ・〇〇県で会社員をしていたが、西条市に移住して農地付きの家を購入し、その農地で家庭菜園を営みたい

※できるだけ詳しく記入してください。

2 申請地の利用状況

(1) 現 態 ※ 現況写真を添付してください

所在 地 番	地 目	面 積	現 態
西条市周布〇〇番1	田	125 m ²	
西条市吉井〇〇番2	田	200 m ²	
西条市氷見〇〇番3	畠	100 m ²	

(2) 就農時の計画～作目等

農地の種類	主な作付け予定作物	出荷予定先
田	ナス、きゅうり、水稻	自家消費 JA〇〇 〇〇直販所 等を記入
畠	トマト	"
樹園地		
採草放牧地		

3 農作業の従事計画

項目	月別従事見込日数												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
申請人	10	10	10	15	15	10	20	20	10	10	10	10	150
所帯等			10	15	15	10	20	20	10	10	10		120
雇入等													

※農業に携わる方の月ごとの従事日数を記入してください。

4 農業経営に必要な設備（倉庫、農機具の所有状況及び購入計画）

(1) 倉庫 有 · 無 (建設予定：有 · 無)

(2) 農機具等 ※現在持っている農機具または購入予定の農機具を記載してください

現在保有農機具品目	なし					
購入（借用）	品目	耕うん機	草刈り機			
の 予 定	年月	R7年10月	R7年8月			

(3) 借用等の計画

- ・特になし
- ・親（近隣の方）から借用予定

5 過去における農業の経験及び将来の耕作能力（法人の場合は、(4) のみ記入）

(1) 生家等による経験	農業経験 5 年 両親が農業を営んでおりその手伝いをしていた 等
(2) 学校、その他	・農業大学校卒業 ・JA〇〇で2年間研修した 等
(3) 同一世帯員で経験があるもの	・母が10年間家庭菜園を営んでいた 等
(4) 今後の営農指導を受ける予定 教育機関における研修 指導員による研修 農家等における実務研修	

※ (1) ~ (4) の、それぞれの経験を記載してください

6 申請地の通作距離及び通作方法

(1) 通作距離（片道）	1km (家から農地までの距離)
(2) 通作方法（交通手段）	自家用車 等
(3) 道路状況	県道・市道 等

7 現在の職業及び勤務地

(1) 職 業	会社員 無職 等
(2) 勤務地	会社名：〇〇〇 住所：西条市明屋敷〇〇-1
(3) 現在の職業に従事している日数及びその状況	約 250 日

8 現在の収入及び農業収入の見込み

(1) 現在の収入額 (農外収入) 年収 500 万円

(2) 農業収入の見込み額

ア 収入が生まれる時期及び年度別見込み額

令和	8年度	0円	販売見込み額
	9年度	0円	
	10年度	0円	

※家庭菜園の場合は0円 販売を予定している場合は見込み金額を記載してください。

(今後の農業拡充計画)

(3) 土地計画（土地の取得等）

- ・予定なし
- ・周辺の農地を借用（購入）予定 等

※今後経営を拡大しようとする場合は記載してください。

(4) 将来の営農計画・就農後の具体的経営目標

- ・今後とも家庭菜園を営むので現状維持をしていく
- ・経営面積を拡大していき収入増を目指す 等

9 資金計画 生活費は含めないこと

第1（初）年度で必要とする資金	10万円
調達方法（借入の場合）	自己資金 10万円 借入資金 円
	用途（苗代、農薬代 など）

10 その他就農支援の活用について（含む予定）

- ・経営発展支援事業を申請予定
- ・JAOOで研修予定

※特に記載の必要はありません。

就農面接の要領及び諸注意

- 1 就農調書に基づき、聞き取り調査及び面接、面談等を行います。
 - 2 就農計画については、農業経験や就農後の農業経営など詳細に聞き取りいたします。
 - 3 農業委員への報告、協議をお願いいたします。
 - 4 条件が整えば、1作程度後、農業従事状況を確認いたします。（現地確認含む）
 - 5 農業従事と確認できれば、耕作状況報告書等の提出を依頼いたします。
 - 6 無断転用地の所有があれば、是正されるまで受け付いたしません。
 - 7 貸貸については、書面による解除条件付契約をお願いします。
 - 8 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力を行う。
 - 9 機械や労働力の確保状況等からみて農業経営を長期的に継続して行えること。
 - ◎ 下記に該当すれば、不許可と判断されます。
- 1 農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
 - 2 水利調整に参加しないで営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得
 - 3 地域でおこなわれていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
 - 4 共同防除等営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得
 - 5 周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらすおそれのある権利取得